

## 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会について

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の検討状況について報告する。

### (1) 将来展望検討委員会の検討状況

- ・ 令和3年10月に取りまとめられた中間報告を踏まえ、本県がめざす障がい福祉の将来像の実現に向けた今後の取組について、第6回から第9回にかけて議論が行われた。
- ・ 第9回の委員会において、将来展望検討委員会報告書骨子案について検討が行われた。

### (2) 報告書骨子案の概要（報告書骨子案は別紙のとおり）

#### ア 基本的な考え方

当事者目線の障がい福祉の実現に向けた基本的な考え方を、理念として示す。

- ・ 誰もが個人として尊重されること
- ・ 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援を広げていくこと
- ・ 政策決定過程への当事者の参加を進めること
- ・ 可能性を引き出す、専門性の高い個別のサポートに取り組んでいくこと
- ・ その人らしい、希望する暮らしを実現すること
- ・ 持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現すること
- ・ オール神奈川で地域共生社会を創造していくこと

#### イ めざす未来

本県がめざす長期的なビジョンを方向性として示す。

- ・ 住み慣れた場所で、差別や虐待を受けることなく、安心して生活できる
- ・ いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所がある
- ・ 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している
- ・ 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる
- ・ 地域生活を実現するよう、可能性を引き出す専門的な個別の支援体制がある
- ・ いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいがある
- ・ いのち輝かせて豊かな生活が送れる、その人らしい暮らし方が選択できる

- ・ 医療や教育などの関連領域との連携により、生活課題が解決される
- ・ 地域の担い手として活躍できる、社会参加や就労等の機会がある
- ・ それぞれの様々な才能を発揮でき、違いを認め、誰も排除しない地域社会である

## ウ 今後取り組むべき重要な施策

めざす未来の実現に向けた施策の方向性を示す。

- ・ 障がい者を理由とした差別や虐待のない社会を実現すること
- ・ 障がい者の誰もが、意思決定支援を受けられるようにすること
- ・ 障がい当事者の政策決定過程への参加や社会参加の促進を図ること
- ・ 「強度行動障がい」の人に対する支援の充実を図ること
- ・ 入所施設の役割の縮小、転換を図り、緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化すること
- ・ 障がい者アートなど、それぞれの才能を最大限引き出す取組を進めること
- ・ 関連領域（医療、教育、雇用、住宅、農業、商工等）と連携を図った包括的な支援体制を構築すること

### (3) 今後のスケジュール

- ・ 第10回委員会（令和4年3月）で報告書が取りまとめられる予定である。
- ・ 報告書で取りまとめられた長期ビジョンの実現に向けて、その内容を（仮称）当事者目線の障がい福祉推進条例に反映させるとともに、必要な施策につなげていく。

### （参考）将来展望検討委員会の開催状況

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 〔第7回〕 | 開催日 | 令和3年12月22日   |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（社会福祉法人佛子園の取組）</li> <li>・ 地域福祉資源の充実について</li> <li>・ 当事者目線の徹底と権利擁護について</li> </ul> |
| 〔第8回〕 | 開催日 | 令和4年1月24日  |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（包括的な支援体制）</li> <li>・ 地域共生社会の実現について</li> <li>・ 先駆的な施策の積極的な取入れについて</li> </ul>    |
| 〔第9回〕 | 開催日 | 令和4年2月21日  |
|       | 議事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例紹介（重度障がい者の社会参加）</li> <li>・ 委員会報告書について</li> </ul>                                  |

## 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書 骨子案

令和4年3月〇日

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会

## 序

## 1 これまでの経緯

(検討経緯、会議の進め方、ヒアリング団体等への謝辞、県への要請など)

## 2 中間報告の提言を受けての議論

## (1) 神奈川の障がい福祉の現状と未来予測

## (2) 当事者目線の障がい福祉 (「当事者目線の障がい福祉実現宣言」について)

## (3) 普遍的な仕組みへの論点設定 (憲章、宣言を起点にした条例等の制定)

## I 神奈川の障がい福祉の将来展望

## 1 当事者目線の障がい福祉の基本的な考え方とめざす未来

## (1) 基本的な考え方 (七つの理念)

- ① 誰もが個人として尊重されること
- ② 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援を広げていくこと
- ③ 政策決定過程への当事者の参加を進めること
- ④ 可能性を引き出す、専門性の高い個別のサポートに取り組んでいくこと
- ⑤ その人らしい、希望する暮らしを実現すること
- ⑥ 持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現すること
- ⑦ オール神奈川で地域共生社会を創造していくこと

## (2) めざす未来 (十の方向性)

- ① 住み慣れた場所で、差別や虐待を受けることなく、安心して生活できる
- ② いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所がある
- ③ 本人の自己決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している

- ④ 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる
- ⑤ 地域生活を実現するよう、可能性を引き出す専門的な個別の支援体制がある
- ⑥ いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいがある
- ⑦ いのち輝かせて豊かな生活が送れる、その人らしい暮らし方が選択できる
- ⑧ 医療や教育などの関連領域との連携により、生活課題が解決される
- ⑨ 地域の担い手として活躍できる、社会参加や就労等の機会がある
- ⑩ それぞれの様々な才能を発揮でき、違いを認め、誰も排除しない地域社会である

## 2 今後取り組むべき重要な施策

### (1) 個人の尊厳が守られる社会の構築（めざす未来：①、③）

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」の理念の普及啓発に努めること
- ・ 障がいを理由とした差別のない社会を実現すること
- ・ 権利擁護の仕組みが整えられた、障がい者虐待のない社会を実現すること

### (2) 心の声に耳を傾け、互いの心が輝く支援（めざす未来：②、③）

- ・ 障がい者の誰もが意思決定支援を受けることができるようにすること
- ・ 相談支援体制の充実に努めること（伴走型の支援をめざす）
- ・ 県立施設の支援内容のさらなる検証を行うこと ※ 中間報告での提言の引継ぎ

### (3) 本人活動の推進（めざす未来：③、④）

- ・ 本人（障がい当事者）活動に対する支援、社会参加の促進を図ること
- ・ 障がい当事者の政策決定過程への参加を進めること

### (4) 本人の可能性を引き出す、専門的な個別のサポート（めざす未来：⑤）

- ・ いわゆる「強度行動障がい」の人に対する支援の充実に努めること
- ・ 高齢化への対応を推進すること
- ・ 新たな課題（医療的ケア児・者、障がいに関係する、孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ケアラー、家族支援 等）への対応を図っていくこと

### (5) その人らしい暮らしの実現～社会資源の充実方策（めざす未来：⑥、⑦、⑧、⑨）

- ・ 人と人のつながりのある居場所、本人の力が発揮できる出番を作り出していくこと
- ・ 地域生活移行を推進するとともに、地域生活及び居住の支援を進めること

- ・ 圏域毎の自立支援協議会の活性化を図り、市町村支援に取り組むこと
- ・ 福祉人材の確保と養成を進めること
- ・ 入所施設の役割の縮小、転換を図り、緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化すること

## **(6) 多様な価値観の取込み、持続可能な誰も排除しない社会の実現**

(めざす未来：⑨、⑩)

- ・ 障がい者アートなど、それぞれの才能を最大限引き出す取組を進めること
- ・ ポストSDGsの議論を加速させること
- ・ 制度の持続可能性の確保

## **(7) 地域共生社会を目指したオール神奈川の取組** (めざす未来：⑨、⑩)

- ・ 障がい者も含めた地域包括ケアシステムをめざし、誰もがいのち輝かせて暮らすことのできる地域共生社会を実現すること
- ・ 関連領域（医療、教育、雇用、住宅、農業、商工等）と連携を図った包括的な支援体制を構築すること

### **3 今後の施策等の進め方**

- ・ 長期的なビジョンに基づいた施策の展開を図ること
- ・ できることから速やかに取り組むこと（サブグループづくりなど）
- ・ 効果検証をしっかりと行うこと（PDCAサイクルを回す）

## **II 今後の具体的な取組の方向性**

### **1 障がい福祉施策の充実強化**

- ① いわゆる「強度行動障がい」の人の支援の充実
  - ② 高齢化に伴う支援の充実強化
  - ③ 地域生活移行の推進、地域生活の支援
  - ④ 日中活動のさらなる充実
  - ⑤ 居住支援の充実強化
- ※ 障がい児及び家族の支援について引き続き検討
  - ※ 三障がいに広げた福祉の充実強化について引き続き検討

## **2 地域の福祉資源の充実**

- ① 医療、教育、雇用、農業、商工等との連携
- ② 福祉人材の確保、育成

## **3 障害者支援施設（県立施設を含む）のあり方**

- ① 入所施設の役割の縮小、転換（緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化）  
※ 県立施設のあり方について次期指定管理期間においてさらに検討

## **4 当事者目線の徹底と権利擁護**

- ① 本人活動の推進、政策決定過程への参加
- ② 虐待ゼロの実現
- ③ 意思決定支援の推進

## **5 地域共生社会の実現**

- ① 地域包括ケアシステムの対象拡大
- ② 包括的な相談支援体制の構築
- ③ 「ともに生きる社会かながわ憲章」や「当事者目線の障がい福祉実現宣言」等の理念の普及啓発（障がい者差別のない地域共生社会の実現）

## **6 先駆的な取組や理念の積極的な取込み**

- ① 多様な価値観の取込み  
（文化芸術活動の振興、ロボット・ICT技術の活用、ポストSDGs 等）
- ② 制度の持続可能性の確保